時事新報

營業者の利害を忘る可らず

當局者が一部の法令を改正するに當り縱令へ其改正の目的は初めより云々ならざるも實際の成迹を見れば思はざる所に影響を及ぼし其法令の下に立つ人民をして時に案外の不利を蒙ゝらしむるの事例あるに少ずなからざるに法令改正の其始めより當局者の見る所聞く所適々事の背緊を洩らして判斷の材料その宜きを失ふたるの誤なりと云はざる可らず此誤は不完全なる人事社會の常として何れの世又何れの人と雖も全く免るゝ能はざると寧ろ普通の法則なれば凡そ世界古今の政治家として我より能く利害の事情に通じ、判斷の明を失るゝなしと己れの至善至能と恃みとして以て法令を改正するが如きは我輩の未だ嘗て聞知せざる所なり況んや法令に害ゐるとを認めながら其害を民間に貽すを樂まとして強て之を發布し若くは改正するが如きに於てをや良心ある人間の一切爲し能はざる所あれば政治上の事柄に此れは云々の惡意を以て施行したり彼れは爾々の害心にて處置したりなどと云ふ其有心故意の如何んを尊ぶ可らざるは勿論にして即ち政治當局者の眼中には唯公正と云ふ二字の題目外、他に守る所あらざる者と看做して後徐ろに其法令の如何んを議せざる可らず例へば爰に政府が一種の新稅を起すの或は舊稅法を改正するの場合に際しても初めより此新法改正法の下に立つ所の營業者として悉く業を失はしむるの成跡ある可きと知りながら故意に之を施行するが如ぞ斷して人間世界にある可らざる事なり故に偶然に法と數き隨て其成跡を見れば偶然に民間の營業に大困難を與ふるとありとするも歸する所は人事不完全の結果なりと諦らめて漫に當局者を咎む可らずと雖も然れども又一方より論ずれば當局の人に於ても自家の智力のあらん限りは自から思案し胸見の許す限りは他人にも諮詢して萬々の安全を求め最初より心に期せざりし法の結果を見て後に始めて之を驚くが如きの舉措なからんと我衆の希望して已まざる所なり

右は平生我輩が廣く政治上に就て立る所の意見なれども之に關して聊か爰に一言せんとするは外ならず近時世上に風說にては郵便條例の改正あるやの由にて其中に新聞紙營業に關する一節、新聞紙を發行地三里外に配附するには郵便局の手を經由するの他に一切民間私しの配達を禁止する條項も存すと云へり此風說の果して眞なるや否やは法令發布の後を待ゝざれば之と知るの方便なけれども假に其筋の間に斯る議論あるとして之が爲めに實際如何なる影響を來す可きやを尋ぬるに或人の考に各新聞社に在りては內々の不便は兎も角も其配達の費用い之を購讀者に課する者なれば新法の結果直ち各社の營業を損せしむるものにあらずとの議論をば假に爰に之と是なりとし更に一歩を進めて今の新聞賣捌取次人なる營業者の運命を如何にと云ふに新法若しも發布とならば彼等は全く廢業して他に方向を轉せざる可らざるの不幸に會するは必然の數なり抑も此新聞賣捌取次人なる一種族は近來新に起りたる營業者なりと雖も其營業は既に一個專門の商賣にして其人も亦純然たる獨立の商人なると一般他の商業社會に殊ならず而して全國に散布する其數は未だ精細なる統計を得ざれども府縣廳所在の地なれば多少い數十少きも五六を下らず其他地方の一小都會を爲す者は言ふに及ばず或は山村水落に至るまでも交通の便開けて加ふるに其地に新聞紙購讀者あるに於ては新聞紙賣捌なる一種の營業も亦必ず之に伴ふて繁昌するの趣と全國各地概ね皆然らざるなし且つ此賣捌人なる一種族は地方に在りては書籍商の之を兼ぬる場合も多けれども今日の處にては新聞紙取次賣捌を以て本業と爲す者甚だ多く先づ此一業を根本として之に依て衣食し傍ら兼て地方人に書籍雜誌供給の便路をも興へ知識播布、人智開發の爲めに平生奏する所の其功尋常あらざるは世人の詳に之を知る所なり去る明治十八年中の官府の調査に據るに全國新聞雜誌の賣揚げ届け金高九十九萬餘圓即ち大數一百萬圓の商賣あるは當時に在りて既に小額と云ふ可らず然るに今日に至りては人事の進歩三四年以前に較べて一層著しければ隨て新聞雜誌の發賣數增加したるは言ふに及ばず其他地方交通の便開けて配達に費用を減じたる事、各社賣捌の方法大に驟頓して購讀者の便を促したる事、明治十九年來各社互に定價を引下げ新聞紙販賣の路廣まりたる事以上此等の諸因併せ動て其働きを爲したるの功莫大なるが故に三四年の今と昔とにては發賣紙數に幾倍を增し其代價は下落しながらも全國平均の總額に於ては十八年來少くも五割の增加と來し現時全國新聞誌雜の賣揚げ高年に一百五十萬圓を下らざるや明らかなり而して此中新聞紙賣捌人なる營業者の手に係る者と各社直接配達に係る者との比例を擧ぐれば或は八と二或は九と一との關係と爲すもあれども內端に積り尙ほ十中の七い賣捌人の手を經由し殘る其三と各社直接配達の分として計算するに一箇年間少くも一百萬圓の商賣い新聞紙賣捌人の手に於て運轉しつゝある者なるに今日俄に法と改めて前條風說の如き次第にも立至らば現在一百萬圓の商賣に依賴して生活を維持する營業者は一時に悉く其業を失して衣食に迷いざる可らず一小事たるに似たれども官府、營業者の爲めに其安全と計るの務めとして豫め其邊に熟慮あらんと我輩の希望に堪へず

官報

○逓信省令第二號

明治二十年(十二月)勅令第六十六號ニ據リ三等郵便局長採用規則左ノ通之ヲ定ム

明治廿一年四月廿七日　逓信大臣子爵榎本武揚

三等郵便局長採用規則

第一條　三等郵便局長採用規則ハ左ノ各款ヲ具備スル者ヨリ之ヲ採用スヘシ」第一款　共三等郵便局所在地ニ在住スル者」第二款　賃價二百圓以上ノ土地又ハ家屋ヲ所有スル者」第三款　日常ノ算筆ニ通スル者」第四款　別ニ定ムル三等郵便局長服務規約ヲ遵奉スル者」第五款　年齢滿二十年以上ノ男子○第二條　誠實ニ職務ヲ奉シダル三等郵便局長老年又ハ疾病其他ノ事故ニ依リ其職ヲ辭スルカ或ハ在官中死亡セシトキ其嗣子又ハ相續人タル男子年齢滿十六年以上ニ及フモノハ第一條第五款ノ制限ニ拘ハラス特ニ採用スルコトアルヘシ○第三條　非戸主ニシテ其戸主實價二百圓以上ノ土地又ハ家屋ヲ所有スル者保證スルニ於テハ其本人ノ資產第一條第二款ニ適合セサルモ特ニ之ヲ採用スルコトアルヘシ

○大藏省訓令第二十二號

北海道廳　府縣沖繩縣ヲ除ク

煙草稅則改正ニ就キ其取扱方要領左ノ通心得ヘシ

明治廿一年四月廿七日　大藏大臣伯爵松方正義

第一款　煙草稅則取扱方要領

煙草稅則ハ煙草類(凡和製ノ諸品トモ)ノ用ニ供スル煙草類(凡和製ノ諸品トモ)ハ總テ稅則ニ照シテ之ヲ取扱フヘキモノトス○第二款　左ノ事項ハ從來各府縣ニ於テ經驗セル取締規則其他慣例ヲ參酌シ改正稅則ノ精神ニ基キ適宜ノ取締ヲ施スモノトス」一葉煙草ノ取締即チ檢證封印等ノ方法ヲ施スヿ」二收穫ノ調査ヲ施スヿ」三賣、抵當ニ係ル煙草ノ受拂及ヒ廢業者所持ノ煙草賣捌方ニ就テ取締ヲ施スヿ」四煙草製造ニ關スル場所ニ取締ヲ施スヿ」五煙草製造器械ノ取締印烙印等ノ方法ヲ施スヿ」六內國產製ニ非ル煙草ノ取引賣買貸借等ニ就テ取締方法ヲ施スヿ」○第三款　稅則第四條仕入出賣ノ免許鑑札ニハ各其受免許人ノ屬籍、氏名、年齡免許ノ番號及ヒ其年月日ヲ記載スヘシ○第四款　製造煙草ノ包裹ニ各種ノ商標、彩紋、裝飾ヲ加フルハ製造人ノ便宜ニ任スト但シ像ノ其見本ヲ租稅檢查員派出所ニ屆出置カルヘシ○第五款　天災其他抗拒スヘカラサル事故ニ罹リ煙草營業者所持ノ煙草包裹及ヒ其貼用印紙毀損又ハ汚染セル場合ニ於テハ當該官吏其事實ヲ審明シダル上特ニ其印紙ノ交換ヲ許スヘシ但交換ノ手續ハ別ニ告示スヘシ

○陸軍省訓令甲第二號

北海道廳　府縣沖繩縣ヲ除ク

逓信省所轄函館商船學校生徒ノ儀ハ徵兵令第十八條第四項海軍生徒ニ準シ徵集ヲ猶豫スル儀ト心得ヘシ

明治廿一年四月廿七日　陸軍大臣伯爵大山巖

○農商務省訓令第二十號

府縣

明治十八年當省第二十號達勤勉貯蓄ノ義ハ單ニ當時凶荒ノ兆アリシカタメノミニ止マサルノ必用アレハ先以テ客年末ノ現況ヲ報告シ爾後ハ前年末ノ結果ヲ翌年三月迄ニ報告スヘシ

明治廿一年四月廿七日　農商務大臣伯爵黑田清隆

○大藏省告示第五十五號

本年(四月)大藏省告示第三十七號ニ據リ七分利付金祿公債元金償還ノ爲メ本月二十三日當省主務ノ官員東京府廳ヘ出張シ全國證書所有者ノ總代人十四名立會ノ上抽籤執行セシ處別冊金額及記號番號ノ證書當籤セリ

明治廿一年四月廿七日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第五十六號

一本月抽籤ヲ以テ償還シダル七分利付金祿公債元金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノハ其申込書ニ當籤證書ヲ添ヘ各自元利金ノ交付ヲ受クヘキ日本銀行支店又ハ代理店ヘ請求スヘシ

一當籤ノ證書ニシテ其額整理公債證書ノ額面ニ滿タサルモノアルトキハ之ニ他ノ六分以上利付公債證書ヲ加ヘテ前項ノ請求ヲナスコトヲ得

但其證書起業公債證書ナルトキハ像メ該證書ノ裏面ニ第一國立銀行若クハ三井銀行本支店又ハ代理店ノ證印ヲ受クルモノトス

一整理公債證書ノ利子ハ二十一年五月ヨリ之ヲ付ス但本年五月三十一日ヲ過キ請求ヲナスモノニハ其翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス

明治廿一年四月廿七日　大藏大臣伯爵松方正義

○陸軍省告示第九號

嘉永六年癸丑以來殉難死節シタル舊山口藩故石田三千非以下左記ノ人名今般靖國神社ヘ合祀被仰出候ニ付來ル五月五日同社ニ於テ招魂式翌六日例大祭ノ際併テ祭典執行同社ヘ合祀セラル(人名略ス)

明治廿一年四月廿七日　陸軍大臣伯爵大山巖

○農商務省告示第六號

本年二月當省告示第二號佛國巴里府萬國大博覽會規則附錄第一號出品部類別ニ左ノ二類ヲ追加ス

明治廿一年四月廿七日　農商務大臣伯爵黑田清隆

佛國巴里府萬國大博覽會規則附錄第一號追加

第八十四類　農學、農業上ノ統計

土地、水、氣候及ヒ農民ニ關スル調査

土地ノ區分及ヒ作物ノ配置

農業上ノ統計、土性、水路、氣候ニ關スル圖面

農用地圖、表、圖畫、雛形

農事研究場、農產物試驗所

農事ノ組合、協會委員

農民ニ關スル賃金、救恤、保護ノ制度、土地抵當銀行、農業銀行、保險銀行、貯金銀行等

法律上ノ規程、農法、特別ノ條例

農業ニ關スル政務、事業及ヒ刊行物、農事視察官

第八十五類　農學教授ノ組織方法及ヒ什物

農業小學校、農業養育所、農業傳習學校ノ圖案、雛形及ヒ生徒ノ實業農業ノ教師ノ教授ノ方法

○武將軍は去る四月三日談、將軍の軍はノールの一樣れ閣員んが爲めゝ而して此一の無主義ものゝあらし先憲法と以て右の通其方案は秘發の報に見

右ノ二類ハキモノトス

法律一號　市制及町村制
●法律一號　市町村制註釋
全二冊ノ內町村制ノ部正價金七錢郵稅金八錢
全一冊　近刻

●越中小菅丸　汽船會社出發廣告
石濱商館　伏木行　同月三日品川出帆
五月一日貨物積切。
小朝町三丁目越中汽船會社代理店

抛著儀是迄長崎ニ住居致居候處今般當地ヘ引越左ノ處ヘ住居致候間此段辱知諸君ニ御報申上候也
東京小石川區諏訪町三十七番地
明治二十一年四月　水谷六郎

施療病院
當校施療病院等ノ患者三九時ヨリ十